

6 給与所得の速算表

単位：円

給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額
以上	未満	
	551,000	0
551,000	1,619,000	合計額から55万円を控除した金額
1,619,000	1,620,000	1,069,000
1,620,000	1,622,000	1,070,000
1,622,000	1,624,000	1,072,000
1,624,000	1,628,000	1,074,000
1,628,000	1,800,000	合計額÷4=A (千円未満切捨) $A \times 4 \times 60\% + 100,000$
1,800,000	3,600,000	$A \times 4 \times 70\% - 80,000$
3,600,000	6,600,000	$A \times 4 \times 80\% - 440,000$
6,600,000	8,500,000	合計額×90%-1,100,000
8,500,000	以上	合計額から195万円を控除した金額

7 公的年金等に係る雑所得の速算表

単位：円

年齢	公的年金等収入額 A	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満	130以下	A-60	A-50	A-40
	130超410以下	$A \times 75\% - 27.5$	$A \times 75\% - 17.5$	$A \times 75\% - 7.5$
	410超770以下	$A \times 85\% - 68.5$	$A \times 85\% - 58.5$	$A \times 85\% - 48.5$
	770超1,000以下	$A \times 95\% - 145.5$	$A \times 95\% - 135.5$	$A \times 95\% - 125.5$
	1,000超	A-195.5	A-185.5	A-175.5
65歳以上	330以下	A-110	A-100	A-90
	330超410以下	$A \times 75\% - 27.5$	$A \times 75\% - 17.5$	$A \times 75\% - 7.5$
	410超770以下	$A \times 85\% - 68.5$	$A \times 85\% - 58.5$	$A \times 85\% - 48.5$
	770超1,000以下	$A \times 95\% - 145.5$	$A \times 95\% - 135.5$	$A \times 95\% - 125.5$
	1,000超	A-195.5	A-185.5	A-175.5

★公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る所得金額が1,000万円超えから2,000万円以下は計算式に+100,000円、2,000万円超えは計算式に+200,000円

17 18 19 20 23 24 扶養控除等

控除対象配偶者、扶養親族とは令和5年12月31日現在で生計を一にする親族等で合計所得金額が48万円以下の人

控除の種類		所得税	住民税 ※	摘要
扶養控除	一般 (16歳以上)	38万円	33万円	5 平成20年1月1日以前生まれの人で、特定・老人・同居老親等以外の人
	特定 (19歳~22歳)	63万円	45万円	18 平成13年1月2日から平成17年1月1日までの間に生まれた人
	老人 (70歳以上)	48万円	38万円	10 昭和29年1月1日以前生まれの人
	同居老親等 (70歳以上)	58万円	45万円	13 老人扶養親族のうち、本人またはその配偶者の直系尊属で、本人またはその配偶者のいずれかとの同居を常況としている人
障害者控除 (本人、控配及び扶養親族)	障害者	27万円	26万円	1 身体1級・2級、精神1級、療育A、戦傷病特別項症から第3項症 など
	特別障害者	40万円	30万円	10 特別障害者である控除対象配偶者または扶養親族で、本人や配偶者、本人と生計を一にする親族のいずれかの人と同居を常況としている人
	同居特別障害者	75万円	53万円	22 婚姻していない又は配偶者が生死不明で総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有し、合計所得金額500万円以下のもの
ひとり親控除(本人)		35万円	30万円	5 夫と死別・離婚または生死不明で子以外の扶養親族を有し、合計所得金額500万円以下のもの(離婚は不可)
寡婦控除(本人)		27万円	26万円	1 合計所得金額が75万円以下で、給与所得等以外の所得が10万円以下
勤労学生控除(本人)		27万円	26万円	1 合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下は32万円、住民税29万円 ³ 2,450万円超2,500万円以下は16万円、住民税15万円 ¹ 、2,500万円超は適用なし
基礎控除		48万円	43万円	5

※16歳未満の扶養親族(平成20年1月2日以後に生まれた人)については、扶養控除の適用はない〔平成23年分から改正〕

※「青色事業専従者給与」を受けている人や「事業専従者控除」の対象とされる人は重ねて配偶者控除・扶養控除を受けることはできない

※ひとり親控除・寡婦控除の適用については、令和5年12月31日の現況において「再婚していないこと」も必要条件になる。また、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる場合を除く

21 22 配偶者(特別)控除(所得金額の合計が1,000万円以下のもの)

令和2年分	申告者の合計所得					
	900万円以下		900万円超 950万円以下		950万円超 1,000万円以下	
配偶者の合計所得金額	所得税 控除額	住民税 控除額	所得税 控除額	住民税 控除額	所得税 控除額	住民税 控除額
0~480,000	38万円	33万円	26万円	22万円	13万円	11万円
0~480,000【老人配偶者】	48万円	38万円	32万円	26万円	16万円	13万円
480,001~950,000	38万円	33万円	26万円	22万円	13万円	11万円
950,001~1,000,000	36万円	33万円	24万円	22万円	12万円	11万円
1,000,001~1,050,000	31万円	31万円	21万円	21万円	11万円	11万円
1,050,001~1,100,000	26万円	26万円	18万円	18万円	9万円	9万円
1,100,001~1,150,000	21万円	21万円	14万円	14万円	7万円	7万円
1,150,001~1,200,000	16万円	16万円	11万円	11万円	6万円	6万円
1,200,001~1,250,000	11万円	11万円	8万円	8万円	4万円	4万円
1,250,001~1,300,000	6万円	6万円	4万円	4万円	2万円	2万円
1,300,001~1,330,000	3万円	3万円	2万円	2万円	1万円	1万円
1,330,001~	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外

※老人配偶者70歳以上(昭和29年1月1日以前生まれの人)

16 地震保険料控除(最高25,000円)

地震保険料控除額+長期保険料控除額(最高25,000円)

地震保険料(最高25,000円)

地震保険契約に係る保険料の支払額×1/2

※経過措置として平成18年12月31日までに締結した長期損害保険料

については従前の損害保険料控除を適用する

長期損害保険料(最高10,000円)

保険料の額が5,000円を超える場合は、支払額×1/2+2,500円

※1つの契約で、地震保険料控除と長期損害保険料控除の対象となる場合

は、どちらか一方の契約分のみを選択するようになる

27 医療費控除(最高200万円)

(A)の金額から(B)の金額を控除した金額

(A)支払った医療費-保険金などで補填される金額

(B)10万円と「総所得金額等合計額の5%」のいずれか少ない金額

15 生命保険料控除(最高70,000円)

(1)平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)

一般生命保険料控除+個人年金保険料控除+介護医療保険料控除

住民税	
支払保険料	控除額
12,000以下	支払額全額
12,000超32,000以下	支払額×1/2+6,000
32,000超56,000以下	支払額×1/4+14,000
56,000超	28,000

(2)平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)

一般生命保険料控除+個人年金保険料控除

住民税	
支払保険料	控除額
15,000以下	支払額全額
15,000超40,000以下	支払額×1/2+7,500
40,000超70,000以下	支払額×1/4+17,500
70,000超	35,000

(3)新契約と旧契約の双方の保険契約等に係る控除がある場合

一般生命保険料控除、個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額(限度額28,000円)となる

イ 新契約の支払保険料等については、上記(1)により計算した金額

ロ 旧契約の支払保険料等については、上記(2)により計算した金額

※新契約と旧契約の双方を締結している場合でも、旧契約のみを申告して上記(2)の保険料控除を適用することも可能

27 セルフメディケーション税制(最高88,000円)

(A)の金額から(B)の金額を控除した金額

(A)支払った特定一般医薬品等購入費-保険金などで補填される金額

(B)12,000円

※申告者本人が健康の保持増進及び疾病の予防のため「一定の取組」を行っていることが必要

※セルフメディケーション税制は医療費控除の特例であり、従来の医療費控除との選択適用となるため、いずれか一方しか適用できない